

## 令和3年度 事業計画

少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、働く意欲のある高齢者が年齢に関係なく活躍できる生涯現役社会の実現が求められています。高齢者の意識調査によれば、現在仕事をしている60歳以上約4割の人が働けるうちはいつまでも、70歳くらいまで、もしくはそれ以上を合わせれば、8割の人が高齢期にも高い就業意欲を持っていることが報告されています。

こうした状況にあって、高齢者のニーズに応じて就労機会を提供するシルバー事業の推進は、大変重要であり、また地域にとっても欠かせない組織であります。

このような中、当センターの令和2年度事業実績は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や、7月の長雨8月の猛暑などの影響もあり、請負、派遣事業ともに前年を下回る結果となりました。

会員数では、2月末597人と昨年同時期を7人下回っている状況であり、また令和3年4月から高齢法の改正により、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されます。

このことから、ますます60歳代の入会が厳しくなることが予想されますが、2年度に引き続き「1会員1名入会」への取組強化と、就業拡大に向けた一層の推進が求められます。

また、安全就業については、会員の安全第一を最重点事項として取り組んできたところですが、今年2月末の状況では傷害事故4件、賠償事故4件で賠償事故はいずれも草刈り機によるものであり、また車両事故も1件発生しており依然として事故がなくなる状況ではありません。

今一度、全会員が徹底した安全就業への意識を持つとともに、安全委員会は基より役職員と一体となって「事故ゼロ」の達成に取り組んで行く必要があります。

センターの事業運営については、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、併せて景気低迷により受注増が望めない中で厳しい事業運営が想定されますが、引き続き経費節減に努めるとともに、自主・自立による事業運営を図るため、第3次中期計画(2年～6年)に基づき、適切な運営に努めてまいります。

# 実施計画

## 1 会員の拡充

改正「高年齢者雇用安定法」により、70歳までの就業機会確保が努力義務化され、入会率への影響が一層懸念される。このため次の事項の着実な推進により、会員の拡充を図る。

- (1) 広報活動や「1会員1人入会」を目指し、友人、知人に積極的に声掛けを行い会員の増強を図る。また、達成会員へ粗品の進呈を行う。
- (2) ハローワークとの連携により会員の確保を図る。
- (3) 入会説明会及び地区懇談会等でセンターの趣旨の徹底を図る。また必要に応じ、臨時説明会の開催や、出前入会説明会を行う。
- (4) 関係機関へのチラシの設置や、催し物会場等で説明会案内チラシの配布と勧誘を行う。
- (5) 女性会員拡充に向け、魅力ある教室開催に取り組む。
- (6) 人材確保育成事業の積極的活用により新規会員確保を図る。

## 2 就業率の向上

会員の確保と就業機会の拡充は、センター事業の発展・拡充のためには欠くことのできない重要な課題であり、次の事項を推進する。

- (1) 公共・民間事業所及び一般家庭に対する受注開拓の推進
- (2) 職群班員による仕事の拡大・獲得運動の展開（日常の一言PR活動）
- (3) 事務系職種分野の開拓
- (4) 適正就業や「仕事の分ち合い」の推進
- (5) シルバー人材センター事業の理解と活用の啓発
- (6) 未就業者に対する希望職種の再登録(変更)の推進
- (7) 講習会により会員個人の就業職種の拡大
- (8) 後継者育成による就業機会の拡大
- (9) 顧客のフォローとして昨年の受注内容の確認や発注の促進

## 3 組織の充実

地域経済の動向や事業の拡充に対応した効率的な事業運営が求められており、組織の充実を図るため次の事項を重点に推進する。

- (1) 業務部会においては、課題により会員の参画を図りながら内容の充実に努める。
- (2) 本所・支所間における職群班の情報の共有化と、班ごとの連携と充実を図り、適正就業や安全就業を推進する。

- (3) 職群班及び地域班の効率的な事業の推進
- (4) 役職員の研修の充実
- (5) シルバー人材センター設立の基本理念の確認、会員相互の連携強化の推進

## 4 健全な財政運営の確保

平成 28 年度に国、市補助金の増額により黒字に転じたが、その後黒字幅も減少し、令和元年度赤字となった。受注契約の拡大による財源確保が大きな課題であり、併せて運営費の一層の削減により適正な財政運営を図る。

- (1) 事業実績と国及び市からの補助金額の変動の推移により、事務費率 12%への引上げも視野に、発注者の理解と協力を得ながら事業推進を図る。
- (2) センターの健全な運営に向け、国庫補助事業の積極的な活用を図る。
- (3) 派遣受託収益の確保に向けて県シ連との連携強化を図る。
- (4) 県・市・ハローワーク及び関係団体との連携強化を図る。
- (5) 市への適切な財政支援と、さらなる就業要請を行う。
- (6) 顧客に対し新たな就業への働きかけを行い、受注契約の底上げを図る。

## 5 就業開拓の促進

### (1) 普及啓発活動の推進

センター事業が市をはじめとする公共機関、地域の事業所、一般家庭に理解され、かつ協力が得られるよう普及啓発活動を行う。

- ① 市広報紙及びCATV（ケーブルテレビジョン）等のメディアの活用
- ② 市の協力を得てPR用パンフレットの全戸回覧を行う。
- ③ 市ホームページへのリンクなどとともにホームページの充実を図る。
- ④ 「シルバーだより」年2回（1月・7月）の発行
- ⑤ シルバー人材センター事業普及啓発促進月間（10月）の取組み。
  - ・ 「シルバーの日」の設定と奉仕活動の予定(10月16日 土曜日)
  - ・ 役職員による事業所訪問・PR活動の実施
  - ・ のぼり旗設置等によるPR
- ⑥ 奉仕活動によるセンターのアピールとマスコミの活用
- ⑦ 会員や職群班員による就業開拓の推進

### (2) 福祉・家事援助サービス事業の推進

公共及び民間事業所等との連携を密にして、福祉・家事援助サービスの需要に対応するため、会員の育成と同事業の積極的な推進を図る。

- ① 市及び福祉団体との連携強化と新総合事業の一層の推進
- ② 福祉・家事援助サービス事業推進委員会を中心とした調査・研究と事業の推進
- ③ 講習会・実習体験を通じた会員の資質向上と指導育成
- ④ 魅力ある講習会開催により参加会員の増と、会員相互の連携強化を図る。

## ⑤ 家事援助サービス事業チームづくりと指導育成

### (3) 独自事業の推進

センターの活性化と事業の拡充を図るため、独自事業の調査検討を行う。なお、令和元年度まで続いたメ縄作りは、後継者等の不足から令和2年度以降取り止めとなった。

#### ① 新規事業の調査研究

## 6 安全対策の推進

センター事業を運営していく上で会員の安全就業を最優先に考えることが基本であり、事故防止対策には組織を上げて取り組むことが必要である。しかし令和2年度も傷害事故、賠償事故ともに発生しており、安全委員会を中心に就業・交通の【事故ゼロ】を目指して本年度も重点事項として推進する。

また、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図るとともに、コロナ禍における新しい生活様式の定着を推進する。

### (1) 全国シルバー人材センター安全強化月間の推進（7月）

#### ① 安全委員会による巡回指導(パトロール)の強化

#### ② 安全就業の啓発及び「のぼり旗」設置

### (2) 通年推進活動の強化

#### ① 安全就業啓発活動の推進（広報・チラシ・発送文書の添書きなど）

「いつまでも 働く喜び 無事故から」の周知徹底

#### ② 就業現場の安全チェックの実施

#### ③ 事故発生の原因分析と再発防止の徹底

#### ④ 安全講習会の開催（草刈機の安全取扱・交通安全など）

#### ⑤ 職群班を通じた組織的な推進

#### ⑥ 地区懇談会をはじめ各種会合での周知徹底

#### ⑦ 安全委員会による現場パトロールの充実

#### ⑧ チェックリストによる安全確認と、就業現場の実施点検

#### ⑨ 安全標語の募集と安全意識の啓発

#### ⑩ 安全推進員(仮称)設置の検討

#### ⑪ 健康維持管理の啓発と健康診断の促進

#### ⑫ コロナウイルス感染防止のため、三密を避け手洗いマスク着用の徹底

## 7 技能の向上

就業に必要な知識や技能の習得と向上を図るため、各種講習会を開催する。

### (1) 技術の向上と後継者の育成を目的とした技能講習会の開催

### (2) 人材確保育成事業の活用

- (3) 技能講習の充実とアンケート調査等による内容の改善

## 8 適正就業の推進

適正就業に対する社会的関心が年々高まっており、「適正就業基準」や「適正就業ガイドライン」に留意し、会員はもとより発注者や住民にも広く理解を得るよう努める。

- (1) 入会説明会での周知徹底
- (2) 発注者及び会員の理解と協力を得るためのPR
- (3) 受注時での契約内容等、事務の適正化
- (4) 請負・委任の形態で契約できない就業について、派遣事業への切り替えの推進

## 9 施設整備の充実

当センターの施設は、当局の理解と支援により全て市の施設を利活用し、事業運営を行っている。

しかし、一部の作業所では手狭のため事業運営に支障をきたしてきている状況にあり、今後、独自事業の取り組みや、後継者の育成の面で施設の充実が求められている。

- (1) 糸魚川本所のワークプラザ建設実現に向け、建設資金の一部確保に努めるとともに、行政の理解と協力を引続き要請する。
- (2) 現状の施設は、それぞれ市の所有となっており、第3次中期計画に基づく施設の整備について、市の理解と協力を引き続き要請する。(別記)

## 10 有料職業紹介事業の推進

臨時的・短期的又は厚生労働大臣が定める軽易な業務への「雇用による就業」を希望する高年齢者には、有料職業紹介を行い活用し雇用の促進に努める。

## 11 福利厚生事業の推進

会員が健康で、働く喜びと充実感を感じ取れる魅力あるセンターづくりを推進する。

- (1) 地区懇談会の実施
- (2) 優秀会員及び優良事業所の表彰

## 12 計画の推進と管理

中期計画の目標を達成するため、中長期計画管理委員会において計画事項の進捗状況や成果を把握し、理事会に報告する。

## 別 記

### 市に対する要望事項

- 1 国庫補助金の算出根拠に準じた市補助金の継続支援
- 2 会員拡大・就業開拓への支援  
高齢者支援の具体的施策であるシルバー人材センターへの加入促進をより強力に推し進めるとともに、就業開拓への積極的支援
- 3 施設整備の充実
  - (1) ワークプラザの新設（糸魚川本所）
  - (2) 作業室の拡張又は新設（糸魚川本所・能生支所）
  - (3) 車庫の新設又は公的施設の提供（糸魚川本所）